

令和2年 北九州市農業委員会 第2回総会 議事録

1 日 時 令和2年8月7日(金) 午前10時00分～10時15分

2 場 所 小倉南生涯学習センター 3階 視聴覚室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 19名

藤 堂 孝 雄	久保田 晴 彦	柳 野 保 博	古 田 俊 策
木 原 幹 雄	井手尾 秋 義	稲 光 進	倉 成 保 彦
本 田 春 夫	中 村 治 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
八木田 経 二	久 野 善 隆	田 中 義 一	岩 谷 紀 尚
川 江 秀 孝	原 田 智 弘	大 庭 喜 重	

欠席委員 0名

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長	篠 田 次長	村 上 係長	吉 田 係長
奥 主査	今 村 主任	沼 下 主任	

5. 議 事

(1) 報告事項

【東部地区】

報告第1号	非農地証明願について	1件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	4件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件

【西部地区】

報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

(2) 議案及び結果

【東部地区】

議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	9件
議案第10号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について	9件

【西部地区】

議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	7件
議案第10号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について	5件

6. 傍聴人 なし

事務局長

ただ今より、令和2年 第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。
携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

本日は農業委員の定数19名全員お揃いですので、この会が成立していることをご報告します。

これからの会の進行は会長をお願いいたします。

会 長

それでは、ただ今より令和2年第2回総会を開催します。

本日の総会は、コロナウイルス感染防止対策のため、会議時間を極力、短縮して行いたいと考えております。

報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略します。東部地区及び西部地区の議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、本総会の報告事項につきましては、ご承認願います。

次に議案の審議です。先日通知したとおり、報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略いたします。

それでは東部地区の議案から審議します。

議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回、現地調査を行っていただいた委員に報告させていただきます。

まず、番号1は小倉南区横代地区担当の私から報告します。

申請地の2筆はこれまでどおり、借り受け人が水稻栽培を行う計画であり、使用貸借については、特に問題はありません。

次に番号2。小倉南区大字山本地区担当の 藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員

申請地の徳吉南と大字山本の2筆はこれまでどおり、借り受け人が水稻栽培を行う計画であり、使用貸借については、特に問題はありません。以上です。

会 長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はありませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議は無いようですので、議案第7号は「許可」と決定いたします。

続きまして、議案第8号「農地法第5条の規定による許可申請について」、現地調査をしていただいた椰野委員から報告をお願いします。

椰野委員

申請地は国道322号線沿いに位置する第2種農地です。

農業委員の意見としまして、322号線沿いの農地は市街化の見込まれる第2種農地と言われるものです。水利承諾書も出来ております。転用目的どおりは無蓋資材置場と無蓋駐車場に転用することは、問題はないと思われま。

会 長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なし)

ご異議は無いようですので、議案第8号は「許可相当」と決定いたします。

続きまして、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（東部地区）」及び議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について（東部地区）」に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議は無いようですので、議案第9号は原案どおり決定、議案第10号は原案どおり承認いたします。

次に、西部地区の議案について審議します。西部地区議案書の3頁をお開きください。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

この議案につきましては、大庭喜重委員が当事者になっておりますので、議事進行の間、大庭委員の退出を求めます。

(大庭委員 退室)

会 長

では、今回、当番委員の木原委員、報告をお願いします。

木原委員

議案第7号の3番の3条について、ご報告いたします。申請地のうち2筆はこれまでどおり譲受人が水稻栽培を行い、1筆（番住1212）は畑にして季節野菜等の栽培を行う計画であり、売買については、特に問題ないという結論でした。以上ご報告いたします。

会 長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議はないようですので、議案第7号は「許可」と決定いたします。それでは、大庭委員の入室を求めます。

(大庭委員 入室)

会 長

引き続き、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」及び第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の

規定による意見について」に関して、何かご異議ご質問等はありませんか。

(異議なし)

ご異議はないようですので、議案第9号は原案どおり決定、議案第10号は、原案どおり承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議はすべて終わりました。本日の署名委員は、3番 榎野委員と4番 古田委員です。よろしくお願ひします。

事務局からは何かありますか。

事務局

(事務局から事務連絡)

会 長

他に何かありませんか。なければこれで第2回総会を終了します。